

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

2025(令和7)年度
9号(通算434号)

2025(令和7)年12月25日発行

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・全救協・厚生協・障連協の協議員・役員・構成団体、と都道府県・指定都市社協に電子メールでお送りします。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL 03-3581-6502 FAX 03-3581-2428
(E-mail) z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆…今号の掲載内容……………この目次は本文にジャンプします…◆◆◆

I. 関連情報 …………… 1

1. 【障害福祉制度・施策関連情報】 1
 - (1) 【厚労省】第153回社会保障審議会障害者部会が開催される 1
 - (2) 【厚労省】障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催される 2
 - (3) 【財務省】「令和8年度予算の編成等に関する建議」がとりまとめられる 5
 - (4) 【政府】令和7年度補正予算が成立 5
2. 【関係団体からのお知らせ】 6
 - (1) 【全社協】「虐待防止マネジャー研修会」開催のご案内～1月5日申込締切延長～ 6
 - (2) 【NHK・NHK厚生文化事業団】「NHKハートフォーラム」のご案内(12月26日開催) 7
 - (3) 【洲崎福祉財団】「令和7年度 下期・一般助成(東日本)」のお知らせ 8

I. 関連情報

1. 【障害福祉制度・施策関連情報】

(1) 【厚労省】第153回社会保障審議会障害者部会が開催される

厚生労働省は12月8日(月)、第153回社会保障審議会障害者部会を、第17回こども家庭審議会障害児支援部会との合同会議として開催しました。今回は、障害福祉計画等の基本指針の見直し案と、これに関連して地域差の是正や指定の在り方、2040年に向けた障害福祉サービスの提供体制が議論に取り上げられました。

○障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

前回意見を踏まえた次期(令和9～11年度)障害福祉計画等の基本指針、成果目標、活動指標の案が示され、意見が交わされました。

厚労省案では、前回から今回にかけての修正として、「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援」については、入所施設の整備における居室の個室化等の推進の必要性や、個室化等の取り組み状況に関する活動指標、「福祉施設から一般就労への移行等」については、就労選択支援に関して、障害種別にかかわらず積極的な利用を促すことなどが追記されました。

○地域差の是正・指定の在り方に係る対応

前回までの検討において、利用者のニーズに対して必要なサービスの供給が追い付いていない地

域を問題視する意見があったなかで、今回、厚労省は、まずは障害福祉計画等に定める「必要な量の見込み」を上回りサービス提供量が増加し続ける状況を緩和する必要があるとし、対応案の大枠として、①地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的に行われるための方策、②指定の在り方(総量規制・意見申出制度)、③サービスの質の確保のための方策の3点の内容を示しました。

このうち②指定の在り方(総量規制・意見申出制度)については、グループホームを総量規制の対象に追加すること(強度行動障害の状態にある者や医療的ケアが必要な者等の個別ニーズがある場合は総量規制の例外とするなどの運用方法等について周知する)が示されました。なお、③サービスの質の確保方策のひとつとされたグループホームのガイドラインについては、「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」として案が資料提示されています。

○2040 年に向けた障害福祉サービスの提供体制

社会保障審議会介護保険部会や福祉部会等の議論を踏まえつつ、必要な法令上の対応も含め、①中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保、②人材確保・生産性向上等、③地域における包括的な支援体制の構築について検討を進めていくこと、また今後の方向性が提案され、意見が交わされました。

[厚生労働省] 資料は以下をご確認ください。

社会保障審議会障害者部会(第153回)・こども家庭審議会障害児支援部会(第17回)合同会議
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66771.html

(2)【厚労省】障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催される

12月4日(木)に第49回、12月11日(木)に第50回、12月16日(火)に第51回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」が開催されました。

第50回では、「令和6年度報酬改定後の状況を踏まえた課題」「障害福祉人材確保に向けた処遇改善等の課題」についての協議が行われました。

「令和6年度報酬改定後の状況を踏まえた課題」については、第50回に続き、第51回でも協議が行われ、基本的な考え方として、従事者の処遇改善に加えて、利用者に提供されるサービスの質を確保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、令和8年度に臨時応急的な見直しを実施することが示されました。

対応の方向性は、下記のとおりです。

① 就労移行支援体制加算の見直し * 令和8年4月施行を想定

【現状・課題】

- 就労移行支援体制加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道がある。

【対応の方向性】

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる就職者数に上限(原則:定員数まで)を設定する。

- 同一事業所だけでなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。
- ※対象サービス：就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

② 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し * 令和8年6月施行を想定

〔現状・課題〕

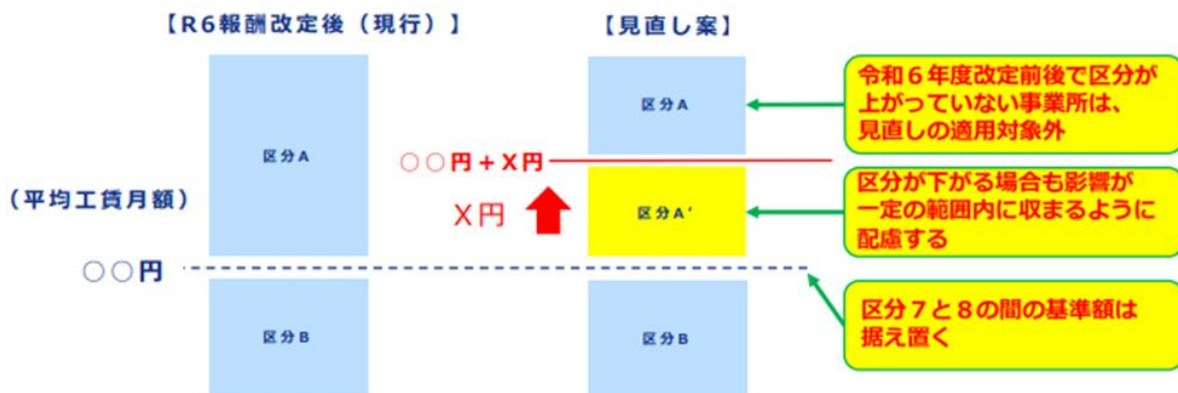
- 令和6年度報酬改定において、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入した結果、令和4年度から令和5年度に平均工賃月額が約6千円上昇し、高い報酬区分の事業所の割合が増加(低い報酬区分の事業所の割合が減少)している。

〔対応の方向性〕

- 平均工賃月額の算定方式の見直しにより、見直しの意図と異なる形で高い報酬区分の事業者が増えたことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。
- 平均工賃月額が約6千円上昇していることを踏まえ、その一定割合分(例:上昇幅の1/2)、基準額を引き上げる。

〔配慮事項〕

- 令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所は、見直しの適用対象外。
- 見直しにより区分が下がる事業所も、その影響が一定の範囲内に収まるよう配慮。
- 令和6年度改定で単価を引き下げた区分7と8の間の基準は引き上げず、据え置き。



③ 制度の持続可能性を確保するための見直し * 令和8年6月施行を想定

〔現状・課題〕

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一部のサービスは一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している。
- 一方、自治体(指定権者)へのアンケートでは、事業所数の伸びが著しいサービスについて、「事業者側はニーズ調査をせずにどんどん参入してきており、先行して開設した後に利用者を募るといった状況がみられる」といった声があるなど、近年の事業所数の急増は、必ずしもニーズを反映したものではない可能性がある。

〔対応の方向性〕

- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、それぞれの収支差率に応じて、新規事業所に限り、令和8年度について一定程度引き下げた基本報酬を適用する(既存事業所については従前どおり)。

※対象サービス：就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス

→年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

また、第50回で検討された「障害福祉人材確保に向けた処遇改善等の課題」については、下記の論点1、論点2に基づいて議論が行われました。

論点1 人材確保に向けた処遇改善のあり方について

＜検討の方向性＞

- ・ 障害福祉分野における人材確保に向けて、骨太の方針2025に記載されている、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げ、特に障害福祉分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けて、どのような観点から検討していくべきか。
- ・ 処遇改善以外のための支出をできる限り抑制し、職員の処遇改善のための措置の実効性を担保する観点から対応を検討する必要。緊急に対応する必要があると考えられる取組として、例えば、退職者の発生から新たな人員の確保までに一定の時間がかかることなどを踏まえ、どのような取組が考えられるか。

論点2 処遇改善加算の対象範囲等のあり方について

＜検討の方向性＞

- ・ 骨太2025に記載している「現場で働く幅広い職種の方々の賃上げ」に向けて、障害福祉分野の人材確保に向けた各職種の処遇改善の必要性や処遇改善加算の趣旨、事業所の事務負担の軽減と処遇改善の実効性を両立する観点、各サービスにおける特徴を踏まえ、令和7年度補正予算案に盛り込まれた措置にも留意しつつ、処遇改善加算の対象範囲をどのように考えるか。また、仮に対象範囲を拡大する場合には、その取得要件についてどのように考えるか。
- ・ すでに賃上げに取り組んでいる事業者も含め、さらなる取組の推進につなげていくために、どのような対応が考えられるか。例えば、人材確保のための他職種と遜色のない処遇改善においては、ベースアップやキャリアパスの確立、職場環境の改善が重要と考えられるが、これらについて更なる改善を促すための取組としてどのようなものが考えられるか。

なお、第49回・第50回では、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する内容における団体ヒアリングが実施され、計8団体(全国社会就労センター協議会、全国身体障害者施設協議会、日本知的障害者福祉協会、全国介護事業者連盟、全国地域生活支援ネットワーク、全国児童発達支援協議会、全国地域で暮らそうネットワーク、日本相談支援専門員協会)が参加しました。

本ヒアリングでは、①障害福祉サービス等に係る予算額が、特に令和6年度報酬改定後に総費用額が+12.1%の伸びとなっているなかで、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策②令和6年度報酬改定後における経営・賃上げ等の状況③より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法の3つの視点に基づいた発言が求められました。

報酬改定検討チームの資料は、下記サイトをご確認ください。

[厚生労働省] 第49回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66674.html

[財務省] 財政制度分科会(令和7年11月11日開催)

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia20251111/03.pdf

[厚生労働省] 第50回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66997.html

[厚生労働省] 第51回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67248.html

(3)【財務省】「令和8年度予算の編成等に関する建議」がとりまとめられる

財務省は12月2日、財政制度等審議会財政制度分科会を開催し、「令和8年度予算の編成等に関する建議」をとりまとめました。障害福祉については、近年の就労系や居住支援系の事業所の増加が総費用額の伸びの主な要因となっており、こうした総費用額の伸びが大きいサービスで営利法人の参加数が増えていることが指摘されました。

そのうえで、

(i) 令和6年度の総費用額の急上昇への対応

(ii) 障害福祉分野の職員の処遇改善及び生産性向上を通じた業務の省力化・効率化

(iii) サービスの質の確保と総費用額の抑制を両立させるための制度改革

に取り組む必要があるとし、グループホームについては具体的に、資格・実務経験・研修修了要件を令和9年度報酬改定において指定基準化すべきことなどを提言しました。

詳細は、下記サイトをご確認ください。

[財務省] 令和8年度予算の編成等に関する建議

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20251202/index.html

(4)【政府】令和7年度補正予算が成立

12月16日、令和7年度補正予算が参議院本会議で成立しました。厚労省の所管施策のうち、「医療・介護等支援パッケージ」のなかで、「障害福祉分野における賃上げ・テクノロジー導入等に対する支援 453億円」が盛り込まれました。

その構成は下記のとおりです。

「障害福祉分野における賃上げ・テクノロジー導入等に対する支援」施策の概要

ア 障害福祉分野における賃上げに対する支援 439億円

イ 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業 6.0億円

ウ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業(都道府県等実施分)	5.6 億円
エ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート拠点整備事業(国実施分)	3.3 億円

「ア 障害福祉分野における賃上げに対する支援」では、障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度報酬改定において必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行うとされました。

施策の概要として、障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援として、月 1.0 万円、半年分(令和7年 12 月～令和8年5月)の賃上げ相当額を支給する旨が示されました。

「障害福祉分野における賃上げに対する支援」施策の概要

○障害福祉従事者に対して幅広く賃上げ支援(※)を実施。

(※)処遇改善加算の対象サービスについては加算を取得し取組を推進する(又は見込み)事業者、対象外サービス(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)については処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象

(1)支給要件・金額:障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0 万円

(2)対象期間:令和7年 12 月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

なお、同パッケージ内の介護分野における支援策には、介護従事者に対する幅広い賃上げ支援としての月 1.0 万円に加えて、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員には月 0.5 万などの上乘せや、物価上昇下での事業所支援策が盛り込まれていますが、障害福祉分野にはこれと同等の上乗せ等は盛り込まれていません。

[厚生労働省]令和7年度厚生労働省補正予算案の概要

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/25hosei/index.html>

2.【関係団体からのお知らせ】

(1)【全社協】「虐待防止マネジャー研修会」開催のご案内～1月5日申込締切延長～

全社協では、令和8年1月 21 日(水)に「令和7年度 虐待防止マネジャー研修会」を開催します。本研修会は、施設・事業所が遵守すべき事業所の責務に関する理解を確実なものにするとともに、虐待を生まない支援のあり方や体制構築につなげるための知識、実践的なスキルを学ぶことを目的としています。

参加方法は、会場参加(全社協・灘尾ホール)と録画配信参加の2つで、会場参加の方も研修後の振り返りとして録画配信をご覧ください。多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

<令和7年度 虐待防止マネジャー研修会 概要>

【日時】会場参加／2026年1月21日(水)10:00～17:00

録画配信／2026年2月9日(月)～3月6日(金) ※予定

【開催方法】会場参加および後日録画配信

【会場】全国社会福祉協議会 灘尾ホール

(東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル LB(ロビー)階)

【参加対象】障害者福祉施設・事業所における虐待防止マネジャー、責任者・管理者、救護施設・厚生事業関係施設等における虐待防止のリーダー職員 等

【参加費】会場参加／1名あたり12,500円

録画配信／1施設・事業所あたり15,000円

【定員】会場／120名、録画配信／定員なし

【締切日】2026年1月5日(月)まで延長 ※会場参加、録画配信ともに

【詳細・申込】下記 URL をご参照ください。

<https://ic1.co.jp/gyakutaiboushi>

【問合せ先】

○研修会に関するお問い合わせ

全社協 高年・障害福祉部(志村、小倉、星野)

TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428 E-mail:z-ks-seminar@shakyo.or.jp

○参加申込に関するお問い合わせ

株式会社インターコミュニティ(担当:長谷川、柴原)

TEL:03-3748-6288 Email:konenshougai@ic-j.com

受付時間:平日 10:00～17:00

(2)【NHK・NHK 厚生文化事業団】「NHK ハートフォーラム」のご案内(12月26日開催)

「NHK 障害福祉賞」では、障害のある人やともに歩む人の体験作文が募集・紹介されています。本フォーラムは、10編の入選作品の書き手の皆さんからお話をうかがいながら、書くことの意味、読むことの意義を深掘りし、人生で直面する心の葛藤や立ちはだかる壁を乗り越えようとする人々の言葉から、共生社会実現のヒントを探る機会として開催されます。

詳細は、下記およびホームページをご確認ください。

「NHK ハートフォーラム」概要

【日 時】 令和7年 12 月 26 日(金)18 時 00 分～20 時 00 分

【方 法】 オンライン(ライブ配信)

【参加費】 無料

【締切日】 令和7年 12 月 26 日(金)19 時 30 分 ※配信終了 30 分前まで受付。

【詳細・申込】 <https://npwo.or.jp/info/32780>

(3)【洲崎福祉財団】「令和7年度 下期・一般助成(東日本)」のお知らせ

洲崎福祉財団では、令和8年1月5日より、下期・一般助成(東日本)の申請受付が開始されます。
詳しくは、下記およびホームページをご確認ください。

【対象エリア】本店所在地が東日本エリア(愛知県・岐阜県・福井県以東)に所在

【対象事業】

- ・障害児・者の自立と福祉向上を目的とした各種活動
- ・障害児・者に対する自助・自立の支援事業
- ・採択後、令和8年6月1日から申請事業を開始し、令和8年 11 月 30 日までに終了する事業

【対象団体】

- ・営利を目的としない次の法人格を取得している団体(公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人(非営利型限定)、社会福祉法人、特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人ほか)
- ・法人格のない任意団体は、当財団の理念に沿う公益活動において3年以上の継続的な実績と、これを証明する資料があり、且つ法人設立に向けて定款原案作成など準備に着手し、今後2年以内に営利を目的としない法人としての設立登記が完了する予定の団体であれば対象
- ・難病患者会については、法人格の有無や活動年数などは不問

【助成金額】

半期予算 5,000 万円 1件あたりの上限金額は以下の通り(下限金額はいずれも 10 万円)

- ・福祉車両 400 万円 ※車椅子等の昇降装置を装備した、車両本体の消費税が非課税の車両
- ・一般車両 250 万円
- ・物品購入 200 万円
- ・施設工事 300 万円
- ・その他 200 万円

【受付期間】令和8年1月5日～2月 14 日(消印)

【ホームページ】 <https://swf.or.jp/support1/>